

## その他について

- 安全について  
山にはハブや刺咬する虫等があります。また、天候が急変し川が増水する場合があります。熱中症等の急な体調変化も起こりえます。危険に対する備えを怠らないようにしましょう。
  - 登山、観光、レジャー等を目的に入林する場合  
「入林届」の提出をお願いします。
  - ※様式は、下記のQRコード（九州森林管理局HP）よりダウンロードできます。
  - 研究者等が調査、試料の採取、学術研究等を目的に入山する場合  
「保護林調査申請書」及び「入林届」の提出をお願いします。（森林生態系保護地域以外においては「入林届」のみ提出が必要です。）
  - ※各様式は、下記のQRコードよりダウンロードできます。
  - ※許可証の発行には審査がありますので、最低1か月以上余裕をもって申請をお願いします。
  - やんばる国立公園に指定されている場所の行為は、事前に環境省の許可を受ける必要があります。
  - ※詳細は環境省やんばる自然保護官事務所（TEL:0980-50-1025）までお問い合わせください。
- 貴重な自然を次世代に残すため、次の行為を行わないよう、ご協力をお願いします。
- 山野草、昆虫など動植物の採取・損傷
  - キャンプ、たき火
  - その他禁止されている行為

※ご質問がありましたら下記問合せ先まで、お気軽にご連絡ください

### 【お問合せ】

林野庁 九州森林管理局 沖縄森林管理署

住所：〒900-0025 沖縄県那覇市壺川3-2-6 壺川ビル3F

TEL：098-918-0210

FAX：098-918-0211



保護林制度



保護林等調査申請書



入林届

詳細については、携帯電話のQRコード読み取り機能からどうぞ！



令和2年3月作成

# やんばる 森林生態系保護地域



ヤンバルテナゴコガネ  
※写真は久高和氏より提供



コノハチョウ



アカショウビン



リュウキュウヤマガメ



ヤンバルクイナ



オキナワキノボリトカゲ



タンカクラン



オキナワセッコク

沖縄島北部地域は、古くから「やんばる(山原)」と呼ばれています。この地域では、面的な広がりをもったスダジイ林やオキナワウラジロガシ林といった原生的な天然林に加え、山地の稜線部に発達する雲霧林や、溪流沿いの岩上に発達する溪流植生が見られます。

また、地史などに由来する大陸遺存固有種や新固有種など、やんばるを特徴づけるヤンバルクイナ等の動植物の固有種、希少種が多数生育・生息しています。

九州森林管理局では、このような学術的にも価値の高い貴重な森林3,007haを「森林生態系保護地域」として設定し、適切な保全・管理に努めています。



# 森林生態系保護地域とは ※保護林制度の一つ

## ● まず始めに保護林制度について

・林野庁所管の国有林には、原始的な生態系や、貴重な野生動植物が生息・生育する森林が多く残されています。大正4年に保護林制度を発足して以来、このような貴重な森林を「保護林」に設定し、自然環境の維持、野生動植物の保護、遺伝資源の保護、森林施業・管理技術の発展、学術の研究等の目的に応じ、自然の推移に委ねた管理等を行っています。

・現在の保護林の区分は、①森林生態系保護地域、②生物群集保護林、③希少個体群保護林の3区分となっており、必要に応じて保護・管理方針や区域の見直し等を行っています。また、「森林生態系保護地域」は、世界自然遺産の「知床」、「白神山地」、「小笠原諸島」及び「屋久島」の登録に当たり、世界遺産としての価値を将来にわたって維持していくための保護担保措置とされています。

## ● やんばる森林生態系保護地域について

・やんばるの国有林のうち、米軍北部訓練場として使用されてきた区域の一部が平成28年12月に返還されたことを受け、海岸域から山頂部に連なる垂直的連続性及び一定の広がりのある面的連続性、溪流性の動植物の特殊性などを重要な観点として、平成29年12月に森林生態系保護地域として設定しました。

・森林生態系保護地域は、原則として人手を加えずに自然の推移に委ねる「保存地区」と、保存地区の緩衝帯としての役割を果たす「保全利用地区」に区分されています。

・この区分は以下の図面のとおり定めています。区分ごとの利用については、右ページの「森林生態系保護地域の区分とその利用について」をご覧ください。



森林生態系保護地域における主要な道路に右記の看板を設置しています。



## お知らせ

ここは林野庁所管の国有林です。入林されたい場合、入林届等のルールに基づいた手続きが必要となります。  
 (なお、林野庁(沖縄森林管理署)から借受して借受者が管理している土地がありますので、その土地に入りたい場合には借受者に問い合わせることになります。)

また、林野庁では、この周辺を森林生態系保護地域に設定し、原則、人為を加えずに自然の推移にゆだねることにしています。貴重な野生動植物等を守るために次の行為については行わないよう、ご協力をお願いすることとしています。

- 昆虫を含む動植物等の採取
- ゴミ捨て
- 無断で土地を掘り起こす等の行為
- 火の使用等

あわせて、やんばるでは密猟・盗採・盗掘の情報があるため、沖縄森林管理署が国有林の巡視を行っています。密猟・盗採・盗掘のおそれがないか確認するために入林届等の提示等を求める場合がありますので、ご協力をお願いします。

沖縄森林管理署 (連絡先:098-918-0210)

**やんばる森林生態系保護地域 Yabaru Forest Ecosystem Reserve**

面積: 3,007.00ha (保存地区: 2,769.00ha、保全利用地区: 238.00ha) | 指定年月日: 平成28年12月25日  
 Field Area: 3,007.00ha (Preservation Area: 2,769.00ha, Conservation and Utilization Area: 238.00ha) | Date Designated: December 25, 2017

自然生態系保護地域は自然環境を保護するとともに生物多様性を確保し、自然の推移に委ねるための制度です。  
 Forest Ecosystem Reserve is designated with the aim of preserving natural forest, maintaining biodiversity, and allowing natural succession to proceed.

保存地区: 森林生態系保護地域の核(CP)として生物多様性に貢献・守衛  
 (自然、資源の継承に重点を置く)  
 Preservation Area: This area is preserved most strictly in the core of Forest Ecosystem Reserve. This area is rich in natural resources and serves as a stronghold for biodiversity.

保全利用地区: 周辺地域から保存地区への影響を緩和(バフゾーン)としての役割  
 Conservation and Utilization Area: This area acts as a buffer and helps reduce the pressure and loss from direct utilization of the natural environment.

自然生態系保護地域は、原則として人為を加えずに自然の推移にゆだねられています。  
 Forest Ecosystem Reserve is, in principle, managed by allowing natural succession to proceed without human intervention.

自然生態系保護地域に入林する際は、事前に林野庁(沖縄森林管理署)に届出を提出し、許可を得る必要があります。  
 Forest Ecosystem Reserve is a national forest. Before entering, you must submit an application to the Forestry Agency (Okinawa Forest Management Agency) and obtain permission.

自然生態系保護地域内では、以下の行為は禁止されています。  
 In the Forest Ecosystem Reserve, the following activities are prohibited:

- 昆虫を含む動植物等の採取
- ゴミ捨て
- 無断で土地を掘り起こす等の行為
- 火の使用等

林野庁 九州森林管理署 沖縄森林管理署

## ● 森林生態系保護地域の区分とその利用について

	保存地区 (2,769ha)	保全利用地区 (238ha)
基本的事項	原則として人手を加えずに自然の推移に委ねます。	天然林は保存地区と同様、人工林は自然災害や病虫害対策以外の森林施業は行わず、自然の推移に委ね、天然林への移行を図ります。
	必要に応じて行うことができる行為は以下の通りです。 ア 学術研究、自然観察教育、遺伝資源の利用その他公益上の事由により必要と認められる行為 イ 山火事の消火、大規模な林地崩壊等の災害の復旧及びこれらに係る予防的措置等、非常災害に際して必要と認められる行為 ウ その他法令等の規定に基づき行うべき行為 等	
具体的事項	一般の利用に供する歩道等	
	一般の入山者、地域住民等による利用は、管理者がいる道(図面上の点線部分)に限り利用できます。また、一般の入山者へは、やんばる森林生態系保護地域の保全の重要性についての確な現地解説を行い、適切に安全対策を講じるなどの必要な資質を備えた案内者(例えば、地元自治体や地域協議会等が認定・登録したガイド等)が同行するよう働きかけます。なお、遭難時の捜索のため、必要に応じて管理主体となる関係機関等へ事前に入山に関する情報を連絡するよう促します。	一般の入山者及び地域住民等による利用は、希少種に影響を与える恐れ、崩壊等の危険がある箇所を除いた、管理者がいる道(図面上の点線部分)または、従来から地元住民等が利用している既存のルートに限り利用できます。また、一般の入山者へは、保存地区と同様、必要な資質を備えた案内者が同行するよう働きかけ、入林の際の事前連絡についても同様とします。
	その他のエリア	
	原則として利用できません。	やんばる森林生態系保護地域の設定趣旨及び基本的事項の考え方に照らし、原則として利用の対象としません。ただし、伝統文化の継承や地域振興の観点から、地域に根ざした社会的要請等特別の事情がある場合には、沖縄森林管理署と協議の上、希少野生動植物等の自然環境に影響を及ぼさないことを確認できる場合に限り利用できます。
	調査・研究目的による利用	
	調査・研究目的の入林については、保護林調査申請書等の必要書類を提出し、沖縄森林管理署長の許可を得るものとします。また、目的箇所までは原則として歩道を利用し、調査に当たっては許可条件を遵守し、森林生態系に影響を及ぼさないよう留意することとします。	
	その他	
	遭難者の捜索など非常事態における入林については、特に制限を設けないこととします。	

## 「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」

## の世界自然遺産登録への取り組み

やんばる森林生態系保護地域は、世界自然遺産の推薦区域となっており、現在、環境省、林野庁、地元自治体等が一体となり、やんばるの貴重な自然を後世に遺すため、外来種対策、密猟・盗採対策に取り組んでいます。

沖縄森林管理署では、国有林内のパトロールを強化し、不審者や不審車両のチェック、チラシ配布や看板設置による普及啓発に取り組んでいます。また、試行的な取り組みとして、国有林内に監視カメラを設置し、入林者の状況について確認を行っています。